川内駅コンベンションセンター(SSプラザせんだい)料金表

1 施設使用料

				午前	午後	夜間	午前~午後	午後~夜間	全日	時間貸し	
許可時間の区分				午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	(1時間当た	
				正午まで	午後5時まで	午後10時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで	り)	
多目的 ホール		入場料等を徴しな		平日	6,300円	8,400円	8,400円	16,800円	18,900円	27,300円	
	市民等	い場合体		休祝日	7,600円	10,100円	10,100円	20,200円	22,700円	32,800円	-
	는건대 무건대	入場料等を徴する		平日	9,500円	12,600円	12,600円	25,200円	28,400円	41,000円	
		場合		休祝日	11,400円	15,200円	15,200円	30,300円	34,100円	49,200円	
	市民等以外	入場料等を徴しな		平日	12,600円	16,800円	16,800円	33,600円	37,800円	54,600円	
		い場合		休祝日	15,200円	20,200円	20,200円	40,400円	45,400円	65,600円	
		入場料等を徴する 場合		平日	19,000円	25,200円	25,200円	50,400円	56,800円	82,000円	
				休祝日	22,800円	30,400円	30,400円	60,600円	68,200円	98,400円	
楽屋A				1,200円	1,600円	1,600円	3,200円	3,600円	5,200円	-	
楽屋B					1,200円	1,600円	1,600円	3,200円	3,600円	5,200円	-
楽屋C				1,200円	1,600円	1,600円	3,200円	3,600円	5,200円		
101会議室		市民等		-	-	-	-	-	-	100円	
			市民等以外		-	-	-	-	-	-	200円
		市民等		-	-	-	-	-	-	100円	
102云硪至			市民等以外		-	-	-	-	-	-	200円
			市民等		1,200円	1,600円	1,600円	3,200円	3,600円	5,200円	400F
103云俄至(多日的至)		市民等以外		2,400円	3,200円	3,200円	6,400円	7,200円	10,400円	800F	
104会議室		市民等		-	-	-	-	-	-	100円	
		市民等以外		-	-	-	-	-	-	200円	
201会議室(中会議室A・リ			市民等		600円	800円	800円	1,600円	1,800円	2,600円	200円
ハーサル室A)		市民等以外		1,200円	1,600円	1,600円	3,200円	3,600円	5,200円	400F	
202会議室(中会議室B・リ			市民等		300円	400円	400円	800円	900円	1,300円	100円
ハーサル室B)		市民等以外		600円	800円	800円	1,600円	1,800円	2,600円	200円	
301会議室(大会議室A)		市民等		-	-	-	-	-	-	200円	
		市民等以外		-	-	-	-	-	-	400F	
302会議室(大会議室B)		市民等		-	-	-	-	-	-	200円	
		市民等以外		-	-	-	-	-	-	400F	
303会議室(大会議室C)		市民等		-	-	-	-	-	-	200円	
		市民等以外		-	-	-	-	-	-	400F	
304会議室(和室兼楽屋)		市民等		-	-	-	-	-	-	200円	
		市民等以外		-	-	-	-	-	-	400F	
305会議室(中会議室兼楽屋)		市民等		-	_	-	-	-	-	200円	
		市民等以外		-	_	-	-	-	-	400F	
シャワー室 1人		1人当たり)1回につ	き100円			•			•	
臨時売店 る。)	(所定の場	所に限	1日当たり	01箇所5平	方メートル以口	为につき2,000					

備考

- (1)「市民等」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者
- イ 本市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)に在学する者
- ウ本市に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (2)「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費等、その名称のいかんを問わず、入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものとして指定管理者が認定するものをいう。ただし、営利を目的としない団体が行う催物に係るものを除く。
- (3)「休祝日」とは、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- (4) 入場料等を徴しない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、入場料等を徴収したものとみなす。
- ア 営利を目的とする団体等が会員制度により会員を招待する場合
- イ 営利を目的とする団体等が商品等の売上高により招待券を発行する場合
- ウ 商業的宣伝又はこれに類する催物を行う場合
- (5) 休館日に臨時に開館したときの使用料は、休祝日の区分を適用する。
- (6) 使用の許可を受けた時間(以下「許可時間」という。)には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- (7) 練習、準備等のため、多目的ホールを使用する場合の施設使用料は、多目的ホール(入場料等を徴しない場合)の施設使用料に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、許可時間の区分に属さない時間の施設使用料は、1時間ごとに2,100円とする。
- (8) 許可時間を延長した場合の施設使用料は、延長1時間ごとに、その属する許可時間の区分(当該延長時間が許可時間の区分に属さない時間の場合は、その直後の許可時間の区分)の施設使用料に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、午後10時以降については、夜間の許可時間の区分の施設使用料に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- (9) 103会議室、201会議室及び202会議室を会議のみを目的として使用する場合に限り、時間貸しを認める。
- (10) 304会議室及び305会議室を楽屋として使用する場合に限り、楽屋に係る施設使用料を適用する。
- (11) 施設(多目的ホール及び楽屋を除く。)の使用で入場料等を徴する場合又は展示会・即売会(これに準ずるものを含む。)の用に供する場合の施設使用料は、当該施設使用料に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- (12) 特別の設備を施し、又は備付けの器具以外の器具を使用するときの施設使用料は、別に電気又は水道のその使用の実費相当額を加算した額とする。
- (13) 第7号及び第8号において、1時間を単位として施設使用料の額を計算する場合の1時間未満の時間は、1時間とみなす。

2 冷暖房装置使用料

区分	使用料(1時間当たり)
多目的ホール	1,500円
楽屋A	100円
楽屋B	100円
楽屋C	100円
101会議室	100円
102会議室	100円
103会議室(多目的室)	200円
104会議室	100円
201会議室(中会議室A・リハーサル室A)	100円
202会議室(中会議室B・リハーサル室B)	100円
301会議室(大会議室A)	100円
302会議室(大会議室B)	100円
303会議室(大会議室C)	100円
304会議室(和室兼楽屋)	100円
305会議室(中会議室兼楽屋)	100円

備考 許可時間を延長した場合の1時間未満の時間は、1時間とみなす。